

届きます!

75歳以上の人などの「被保険者証」 70歳以上75歳未満の人の「高齢受給者証」

新しいものは8月1日(木)から使用、届いたら確認を

75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人が加入する、後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と、国民健康保険(国保)に加入している70歳以上75歳未満の人の新しい高齢受給者証を送付します。届いたら、記載内容に誤りがないか確認をしてください。新しいものは、8月診療分から使用できます。

なお現在使用している後期高齢者医療制度の被保険者証と、国保の高齢受給者証は、7月31日(水)で期限が切れます。

限度額適用認定証などの申請を忘れずに

医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日までです。8月1日から使用できる認定証は、次により手続

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の対象

対象	所得区分	交付申請できる認定証
国民健康保険	70歳未満	住民税課税世帯 限度額適用認定証
	70歳未満	住民税非課税世帯 限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
	70歳以上75歳未満	住民税課税世帯 高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
	70歳以上75歳未満	住民税非課税世帯 限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
後期高齢者医療制度	●75歳以上 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された人	住民税課税世帯 被保険者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
	●75歳以上 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された人	住民税非課税世帯 限度額適用・標準負担額減額認定証

※国保加入者の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には、国民健康保険税を完納していることが条件となります。

きをしてください。

〈国保に加入している人〉

被保険者証と印鑑を持参し、保険年金課または各支所で申請してください。さかのぼっての認定はできませんので注意してください。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

現在認定証が交付されていて、

8月1日以降も対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

問い合わせ先

保険年金課

国民健康保険班

高齢者医療年金班

62・5882

62・5331

東日本大震災被災者支援情報

中小企業の施設や設備復旧に補助金

中小企業に、施設や設備の復旧費用の一部を補助する、中小企業復旧支援事業補助金制度ができました。

【対象】

- 市内の中小企業で、3事業者以上で構成するグループ
- 「国県のグループ補助金の認定を受けたグループ等」と連携する市内の中小企業

【交付要件】

- 産業活力の復活、地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持などに重要な役割を果たすと見込まれる。
- 震災以前から市内で事業を営み、市の規定する業種である。個人にあっては、震災時に市内に居住している。
- 施設や設備を復旧して、市内で事業を再開または継続し、復旧に要する経費が20万円以上であるもの。
- 市税などの滞納がなく、事業内容が堅実な事業者。

【対象経費】

- 被災した施設(半壊以上)の修復、建て替えに要する経費(住宅と施設が一体の場合は、施設に要する部分)
 - 被災した設備の修繕または入れ替えに要する経費
- ※震災時に資産計上されており、補助後も計上するもの。

【補助額】

対象経費の2分の1以内で100万円まで。

【申し込み方法】

市商工観光課または旭市商工会の本・支所にある申請書で申し込んでください。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】

7月17日(水)～8月30日(金)

制度の説明会を行います

日時／7月17日(水)、18日(木) 午後2時～

場所／旭市商工会館(17日)、いいおかユートピアセンター(18日)

申し込み・問い合わせ先

商工観光課商業振興班(☎62-5874)